

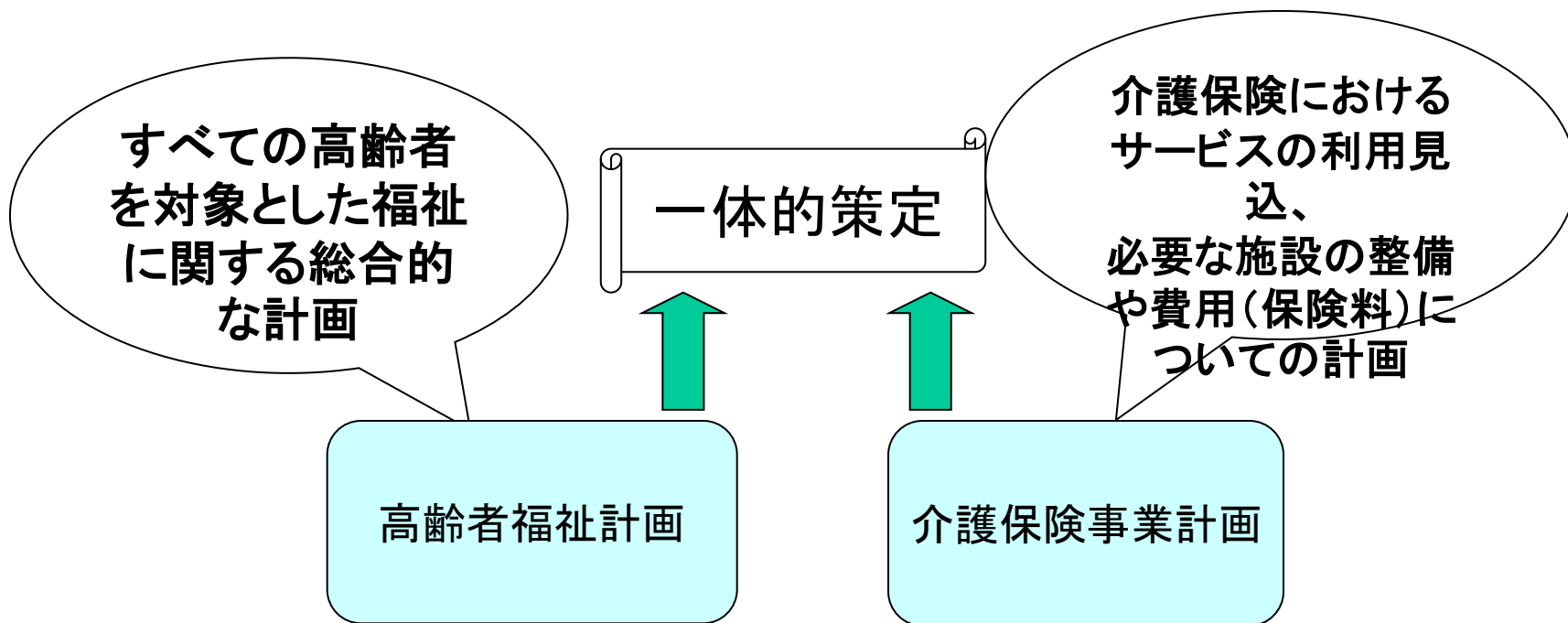
「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」と 計画推進協議会の位置付け

＝平成24年度第1回久留米市第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料＝

平成24年6月21日

健康福祉部 長寿支援課・介護保険課

1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画とは



- 介護保険法の規定により、介護保険事業計画は、3年毎に国が示す「基本指針」に沿って作成することとされている。
- 「基本指針」には、計画の策定体制や計画に盛り込むべき項目、設定すべき目標値等が定められている。
- 介護保険事業計画は、老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして 作成することとされている。

(老人福祉法にも同様の規定あり)

1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画とは(続き)

(1) 介護保険法の規定

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 計画の期間

- ・ 第1期計画 平成12年度～平成16年度
- ・ 第2期計画 平成15年度～平成19年度
- ・ 第3期計画 平成18年度～平成20年度
- ・ 第4期計画 平成21年度～平成23年度
- ・ 第5期計画 平成24年度～平成26年度

※ 第1期、第2期は、「3年毎に5年を1期とする計画を定める」とされていたが、制度改正により「3年を1期とする計画を定める」こととなった。

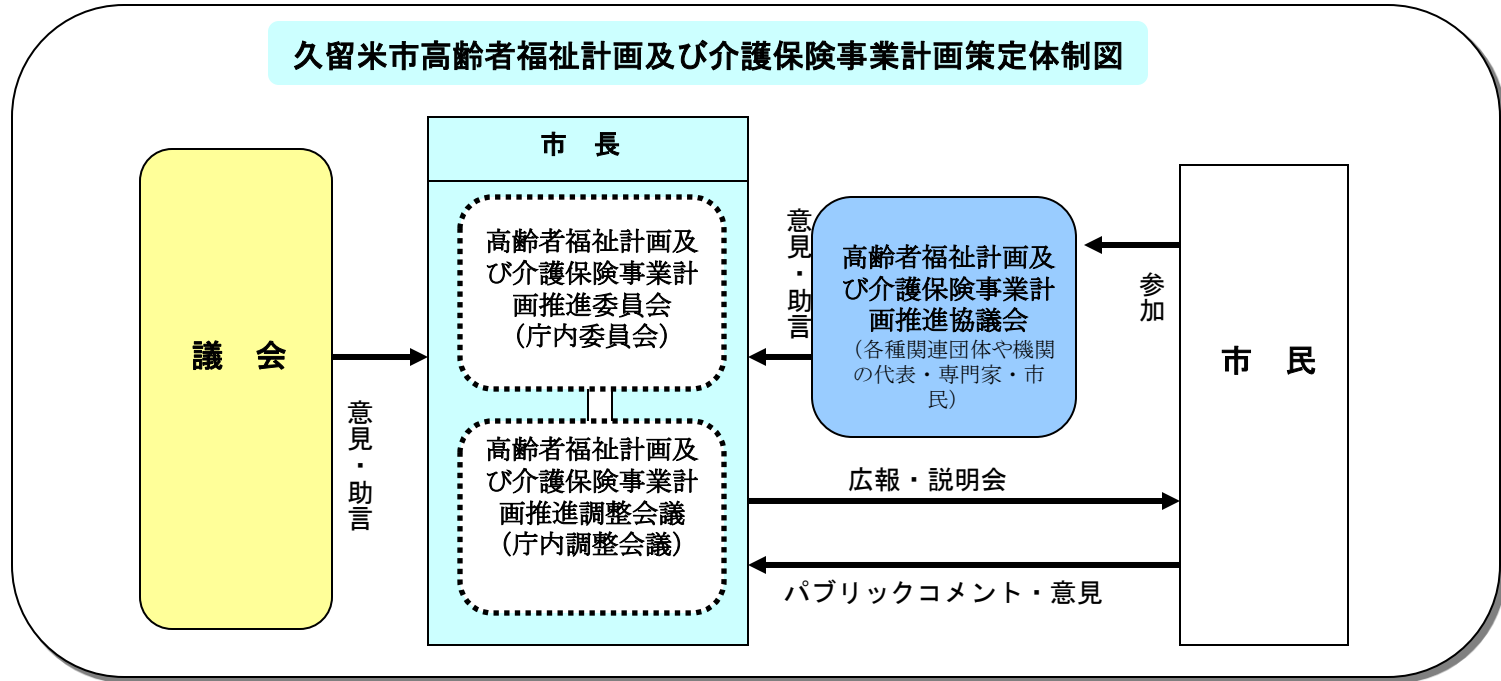
(3) 第5期計画の位置づけ

平成24年3月に策定した第5期計画は、基本指針に沿って、いわゆる「団塊の世代」が高齢者となる2015(平成27)年の高齢者の姿を想定し、第3期計画策定時に定めた平成26年度(第5期計画の最終年度)までの目標を達成する仕上げの計画としての性格を有するものとして策定した。

(第3・4期計画も同様の位置付け)

2 計画の策定・推進体制について

久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定体制図



[構成及び役割]

推進協議会	構成	保健・医療関係者、地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、市民団体、公募の市民委員からなる委員によって構成する。
	役割	推進委員会に対し、計画推進に関して意見を述べ、新計画策定に際して必要な助言を行う。
推進委員会 (市内委員会)	構成	副市長及び各部局の部長等からなる委員により構成する。
	役割	計画の策定及び推進に関して方針決定を行う。
推進調整会議 (市内調整会議)	構成	各部局の次長等からなる幹事により構成する。
	役割	計画の原案作成のほか、計画の策定及び推進に関して審議及び調整を行う。
事務局	構成	健康福祉部総務、長寿支援課、介護保険課、健康保険課、医療・年金課、保健所健康推進課の職員で構成する。なお、長寿支援課職員が事務局の庶務を担当する。
	役割	推進協議会の会議の開催及び運営に関する庶務を行う。また、実施計画の取りまとめ、第6期計画の素案作成及び「協議会」等との調整を行う。

3. 計画推進協議会の位置づけと今後のスケジュール

(1) 計画推進協議会の目的

以下の点に関する協議を行う。

- ・ 第5期計画の進捗管理に関すること。
- ・ 平成27年度からの第6期計画の策定に関すること。

(2) 「久留米市地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営に関する協議会」との関係

※ 別紙資料1-2のとおり

(3) 今後のスケジュール

- 平成24年度…1回程度開催予定
- 平成25年度…4回程度開催予定。
- 平成26年度…10回程度開催予定。